

約二週水... 労働工... 東京大...
 東京大... 労働工... 約二週水...
 東京大... 労働工... 約二週水...
 東京大... 労働工... 約二週水...

大正十二年十二月八日

財團法人協調會大阪支所

ノ文撰職工（東京在住當時ハ正進會或ハ信友會員）四名ト文撰女工久津見房子（總同盟大阪印刷労働組合幹部三田村四郎内縁ノ妻）男文撰工四十一名女文撰工一名トガ主唱トナツテ十二月四日午前九時出勤ト當時ニ左記内容ノ要求書ヲ提出シタ、

(一) 現在支給サレツ、アル給料ノ二割ヲ昇給サレタキ事

(二) 解雇手當ヲ制定サレタキ事
 一ヶ年未滿 五十日分
 六ヶ月未滿 三十日分
 三ヶ月未滿 二十日分

(三) 伊草工場主任ヲ更迭サレタキ事

(四) 正月三日間ハ例年ノ通り給與サレタキ事
 之ニ對シ工場側ハ同日午後一時職工側代表ヲ招致シテ左ノ回答ヲ與ヘタ、

回答
 一項ノ要求ハ他工場ニ比較シ値上ノ必要ナシ